



貴金属などを狙った強引な

‘訪問購入’ 事業者に注意

【一人暮らしの高齢者宅に訪問事業者が来訪し貴金属を買い取られた事例】

訪問購入事業者から「不要な食器を買い取る。」と電話があり、来訪を依頼した。しかし、来訪した事業者は「食器は来月の方が高く買い取れる。」と見せることもしなかった。「その代わり貴金属はないか。」と聞かれ、普段使っていないアクセサリーを見せたところ、ネックレスと指輪を千円で買い取られてしまった。もともと売るつもりはなかったのに、返してもらいたい。

(契約者 80代女性)

事業者が消費者の自宅などを訪問して物品を買い取ることを訪問購入と言います。特定商取引法※では、事業者が要請なしに消費者宅を訪問し、買い取りなどを勧誘する行為を禁止しています。また、要請した来訪であっても、依頼していない物品について勧誘することは禁止されています。



《消費者庁 イラスト集より》

※特定商取引法・・・事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律です。具体的には、訪問販売や通信販売などの消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフなどの消費者を守るルールなどを定めています。

〈裏面に続く〉

〈表面からの続き〉

被害に遭わないためのポイント



□すぐに契約をしないで、きっぱり断ってください。

訪問購入事業者から、予定していない物品の売却を急に勧誘されると、よく考えないままに應じてしまう場合があります。特に、貴金属・着物などの高額品は相場より安く査定されてしまうことも多いので、見せないようにし、きっぱり断ってください！

□売却した場合には、必ず契約書を受け取ってください。

特定商取引法では、訪問購入事業者は契約書を交付するよう定められています。契約書には物品の種類や特徴、購入価格、事業者の名称、住所、電話番号、担当者名、契約日、クーリング・オフに関する事項などの記載が必要です。トラブルを避けるためにも契約書は必ず受け取り、内容を確認してください！

□不安に感じた場合はすぐに消費者センターへ相談を！

前ページの相談事例の場合は「訪問購入」に該当するので契約書類を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ（契約の解除）ができる可能性があります。また、8日過ぎてもあきらめずに、まずは消費者センターへご相談ください。

高齢者の被害を防ぐには周囲の気付きが大切！！

家族や介護サービスに携わる方などの身近な方が、見慣れない商品・契約書などを見つけたり、高齢者のいつもと違う様子に気付いたら、消費者センターに連絡してください。

（出典 東京都消費生活総合センターHP 消費者庁HP）

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）

